

任意継続組合員資格取得申出書

共済組合
受付印

長野県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

次のとおり、任意継続組合員の資格を取得したいので申し出ます。

退職時組合員等			退職時の所属機関(市・町・村・一部事務組合等)の名称			
記号		番号				
申出者 氏名			生年 月日	昭和 平成	年 月 日	性別 男・女
組合員 資格取得 年月日	昭和 平成	年 月 日	※任意継続組合員の資格取得の申出は、 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者 (引き続き組合員期間が1年1日以上)の者 が行うことができます。(裏面参照)			
退職 年月日	令和	年 月 日	退職 事由	11定年 12普通 13勸奨 14任期満了	退職時 年齢	歳
任意継続 組合員 資格取得 年月日	退職日の翌日を記入 令和 年 月 日		介護保険第2号 被保険者 適用確認 (裏面参照)	・適用 ・適用除外(10施設入所 20海外居住)		
任意継続 掛金 払込区分	1 月払い	※ 任意継続掛金の払込方法 について、希望する払込方法 の番号に○をしてください。 ※ 2, 3の場合は前納割引が あります。 ※ 払込方法は、原則、変更 できません。	退職時の 標準報酬の月額 (短期給付)	等級	円	
	2 半年前納		任意継続掛金算定 の標準報酬の月額		円	
3 1年前納	※この欄は記入しないでください。					
住所	〒					
電話番号	-		※給付金等振込口座は、退職前の届出口座を変更される 場合に限り記入してください。普通預金に限ります。			
給付金等 振込口座	銀行・金庫 組合・農協		本・支 出張所	口 座 番 号		
被扶養者欄 ※退職時から引き続き被扶養者とする者について、必ず記入してください。(裏面参照)						
氏名	続柄	年齢	職業	介護保険第2号被保険者適用確認 (40~64歳の方)	同居・別居 の別	備考
				・適用 ・適用除外(10施設入所 20海外居住)	同居・別居	
				・適用 ・適用除外(10施設入所 20海外居住)	同居・別居	
				・適用 ・適用除外(10施設入所 20海外居住)	同居・別居	
				・適用 ・適用除外(10施設入所 20海外居住)	同居・別居	
所属所 受付印			上記の記載事項を確認したので提出します。			
			令和 年 月 日 職名 所属機関の長 氏名			

※ 裏面の「任意継続組合員の申出及び記載に係る注意事項等」を必ずお読みの上、記入してください。

課長		課長 補佐		係長		係		担当者		払込期日	
										決裁・入力日	
										納付書発行日	

任意継続組合員の申出及び記載に係る注意事項等

- 1 本申出書は、退職後引続き短期給付と福祉事業（一部）の適用を受けることを希望する場合の提出書類です。
- 2 派遣職員及び退職派遣者が、元の地方公共団体に復帰してから退職したときも要件を満たせば任意継続組合員となることができます。
- 3 本申出書を最終退職時の所属所を経由し、退職後20日以内に共済組合へ提出してください。
- 4 介護保険関係
 - (1) 40歳以上65歳未満の任意継続組合員は、原則、介護保険第2号被保険者に該当し、医療費等に係る短期任意継続掛金に加え介護保険に係る介護任意継続掛金を納入することになります。
 - (2) 40歳以上65歳未満の被扶養者も、原則、介護保険第2号被保険者に該当しますが、短期任意継続掛金及び介護任意継続掛金の納入は不要です。
 - (3) 上記(1)及び(2)の方（40歳以上65歳未満）は必ずそれぞれの「介護保険第2号被保険者適用確認」欄の該当項目『適用・適用除外』のいずれかに○をしてください。

なお、適用除外者とは次の①又は②の要件に該当する者です。（新たに適用除外となった場合、①に該当するときは、施設の入所証明書、②に該当するときは、戸籍の附票、ビザの写真などの確認書類の添付が必要です。）

また、40歳以上65歳未満の任意継続組合員で適用除外に該当する場合、介護任意継続掛金の納入が不要となります。

 - ① 次の介護保険被保険者適用除外施設へ入所又は入院している者（「10施設入所」に○をしてください。）
 - ア 身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設
 - イ 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
 - ウ 児童福祉法第27条第2項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
 - エ 心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設
 - オ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
 - カ 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
 - キ 労働者災害補償保険法施行規則第18条の3の3第3号に規定する施設
 - ② 国内に住民票（住所）を有していない者（「20海外居住」に○をしてください。）

日本国籍を有する海外長期在住者又は日本国籍を有しない短期間（1年未満）在留者
- 5 『被扶養者欄』については、退職時から引き続き被扶養者とする者について記入してください。

なお、被扶養者に異動が生じる場合は次の手続が必要となります。

 - (1) 退職時被扶養者であった者が被扶養者の要件を欠いた場合 → 被扶養者申告書(取消の申告)
 - (2) 住所、氏名など届出事項に変更があった場合 → 被扶養者申告書(変更の申告)

※ 共済組合では、被扶養者に係る適正な認定・給付を行うために、必要がある場合には、被扶養者について資格の継続調査を随時実施していますのであらかじめ御承知願います。